

## 奈良県自然環境保全審議会の会議の公開等の取扱い

平成20年2月18日  
奈良県自然環境保全審議会

奈良県自然環境保全条例（以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、奈良県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）に係る会議の公開等についての取扱いは、以下のとおりとする。

### 1 会議の公開の基準

審議会及び条例第16条第1項の規定に基づき設置された部会（以下「部会」という。）の会議は、原則として公開する。ただし、次の場合はこの限りでない。

- (1) 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号（以下「情報公開条例」という。））第7条各号（不開示情報）のいずれかに該当する情報を含む審議を行う場合
- (2) 会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障がある場合

### 2 会議の公開又は非公開の決定等

- (1) 審議会の会議の公開又は非公開は、「1 会議の公開の基準」に基づき、審議会の議決により決定するものとする。
- (2) 部会の会議の公開又は非公開は、「1 会議の公開の基準」に基づき、部会の議決により決定するものとする。
- (3) 審議会等は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を県ホームページへの掲載等により、明らかにするものとする。

### 3 会議開催の周知

審議会は、会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、県ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、次の事項を県民に周知するものとする。

- ア 開催の日時及び場所
- イ 会議の議題
- ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

### 4 公開の方法

- (1) 会議の公開をするときは、傍聴者の定員を予め定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等は、「奈良県自然環境保全審議会の会議の傍聴要領」として定める。

### 5 会議結果について

- (1) 審議会及び部会は、原則として県ホームページへの掲載等により、会議の終了後速やかに、会議録を閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会及び部会は、不開示情報があること等により会議録を公開できない場合であっても、会議の概要を（1）に準じて閲覧に供するものとする。

### 6 その他

その他必要な事項は、会長が別に定める。